

広島県漁業調整規則第11条の 規定に基づく制限措置 及び申請期間等

【令和4年9月分】

- ・なまこ漁業
- ・小型まき網漁業
- ・刺し網漁業
- ・流し刺し網漁業
- ・たこつぼ漁業
- ・かご漁業
- ・まきえ釣漁業

第1 なまこ漁業

1 許可すべき漁業者の数及び制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可すべき漁業者の数	当該漁業を営む者の資格
素潜りを含むいさりによるなまこ漁業	安芸地区(別記のとおり)	11月1日から翌年3月31日まで	48	1 令和2年12月1日より前から、漁業の許可、漁業権又は入漁権のいずれにも基づかない自由漁業により、適法になまこ漁業を営んでいた個人漁業者 2 申請の操業区域の地区(備後地区にあっては共同漁業権の関係地区)内に住所又は漁業の根拠地を有する者
	備後地区 操業区域1 共第327号, 共第328号及び共第363号の共同漁業権区域内		5	
	操業区域2 共第364号, 共第365号及び共第366号の共同漁業権区域内		3	
	操業区域3 共第327号, 共第328号及び共第366号の共同漁業権区域内		2	
	操業区域4 共第455号の共同漁業権区域内		9	

2 許可を申請すべき期間

令和4年9月7日から令和4年10月7日まで

3 条件

この漁業の許可に当たり、知事は、規則第13条の規定に基づき、次のとおり条件を付すものとする。ただし、エについては、申請者が漁業の許認可方針の共通方針第3の3の表の関係漁業協同組合に所属する組合員である場合のみとする。

ア 規則第44条第1項第2号(船舶を使用する場合を含む。), 第4号及び第5号に定める以外の漁具又は漁法を用いてはならない。

イ 共同経営者又は従事者がある場合、2人を超える者が同時に採捕を行ってはならない。

ウ なまこを対象とする第一種共同漁業権区域で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合が免許を受け又は入漁権を設定した共同漁業権の区域を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを携帯しなければならない。

エ 海田湾開発事業に伴う消滅海域は、操業してはならない。

別記(操業区域)

安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬尻ケ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

第2 小型まき網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
三枚網を使用する一そうねり網(ずる網)	安芸地区(別記のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	—	1	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年9月7日から令和4年9月16日まで

3 条件

- (1) 身網の網目は、5節以上、10節以下(3.4~7.6センチメートル)でなければならない。
- (2) まきえ釣漁業の操業を妨げてはならない。
- (3) 5月1日から9月30日までの期間は、日没から日の出まで操業してはならない。

別記(操業区域・安芸地区)

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

第3 刺し網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

(1)一枚建刺し網，一枚建狩刺し網

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一枚建刺し網	安芸地区 (別記1のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	11	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	1				中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者	
	備後地区 (同上)	4月1日から11月30日まで			7	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
一枚建狩刺し網	安芸地区 (同上)	7月1日から翌年3月31日まで			5	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

(2)いそ建・も建網

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
いそ建・も建網	操業区域1 (別記2のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	1	尾道・吉和漁業協同組合の組合員である者
	2				尾道東部漁業協同組合(歌浦地区)の組合員である者	
	2				吉浦漁業協同組合の組合員である者	

	操業区域 7 (同上)				1	音戸漁業協同組合の組合員である者
	操業区域 8 (同上)				1	蒲刈町漁業協同組合の組合員である者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年9月7日から令和4年9月16日まで

3 条件

(1)一枚建刺し網

ア 網丈は3メートル以内でなければならない。

イ 「たたき」等狩る行為をしてはならない。

(安芸地区に限る。)

ウ 第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

(備後地区に限る。)

エ 網の両端に標識を掲げなければならない。

オ 漁具の敷設中は周辺海域に待機し、見張りを実施すること。

カ 網の長さは、1隻につき2,000メートル以内とする。ただし、がざみ類の採捕を目的として操業する場合は、網の長さは1,200メートルを超えてはならない。

キ 次の表のア欄に掲げる網目の大きさの漁具については、イ欄に掲げる操業時間以外は操業してはならない。ただし、松永湾（瀬戸内海漁業取締規則第2条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する海域及びひき網漁業の種類を表の11の海域）を除く。

ア 網目の大きさ	イ 操業時間
9節(3.8センチメートル)より荒く、4寸(12.1センチメートル)より細かいもの	午後3時から午前0時まで(15時から24時まで)
4寸(12.1センチメートル)以上のもの	午前4時から午後0時まで(4時から12時まで)

(2)一枚建狩刺し網

ア 網目の大きさは、10節以上、12節以下(2.7~3.4センチメートル)でなければならない。

(安芸地区に限る。)

イ 第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

(3)いそ建・も建網

ア 船舶の航行をみだりに妨げてはならない。

イ 網丈は、2.1メートル以内でなければならない。

別記1（一枚建刺し網漁業及び一枚建狩刺し網漁業の操業区域）

安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

中部地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以東、コサを結んだ直線、サシを三原市佐木島と同市小佐木島の北廻り距岸250メートルで結んだ線、シスを結んだ直線及びセソを結んだ直線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から

同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

コ 最大高潮時海岸線における三原市幸崎町と同市須波町との境界

サ 三原市佐木島和霊石の鼻から尾道市瀬戸田町高根島北端を見通す線と三原市佐木島の距岸250メートルの線との交点

シ 三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からスを見通す線と佐木島の距岸250メートルの線との交点

ス 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端

セ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界

ソ 愛媛県岩城島新城鼻

備後地区

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸500メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ6直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界

イ 愛媛県大三島鳥取鼻

ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上500メートルの所

エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸500メートルの線との交点

オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211メートル）を見通す線上350メートルの所

カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点

キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点

ク 三原市下鷺島南端

ケ 三原市下鷺島北端

コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点

サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端

シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界

ス 愛媛県岩城島新城鼻

別記2（いそ建網・も建網の操業区域）

操業区域 1

次のアイ、ウエ、オカをそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（以下「尾道港」という。）。ただし、共第361、367及び368号の区域を除く。

ア 三原市木原四丁目（株）共立機械製作所西側小川河口左岸角から護岸沿い東へ50メ

ートルの所

イ 尾道市向島町岩子島岩滝鼻

ウ 尾道市向島町岩子島北端

エ 尾道市向島町荒神の鼻

オ 尾道市山波町尾道造船所護岸南東角から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ101メートルの所

カ 尾道市向東町松ヶ鼻

操業区域 4

次のアイを結んだ線以東の尾道港の区域。ただし、共第367及び368号の区域を除く。

ア 尾道市向島町荒神の鼻

イ 尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から南側護岸沿い東へ50メートルの所

操業区域 5

次のアイを結んだ直線、イウを呉市の距岸500メートルで結んだ線、ウエを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、共第190号の区域及び公共物の占有水面を除く。

ア 呉市三つ石鼻（西端）

イ アから江田島市江田島町高須の鼻を見通す線と呉市の距岸500メートルの線との交点

ウ 呉市宝町海上保安部等合同庁舎南東防波堤の南側付け根からの半径500メートルの円周線とエから同市昭和町日新製鋼呉製鉄所埋立地護岸北角を見通す線との西側の交点

エ 呉市中央棧橋敷地西端

操業区域 7

次のアイを結んだ直線、イウを距岸150メートルで結んだ線、ウエを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 呉市音戸町北隠渡2丁目大東丸木材敷地東側防波堤南側付け根

イ アから呉市音戸町高須3丁目双見の鼻北端を見通す線とアの距岸150メートルの線との交点

ウ エから呉市警固屋8丁目鼻崎の石灯籠を見通す線とエの距岸150メートルの線との交点

エ 呉市音戸町高須3丁目双見の鼻北西端

操業区域 8

次の1ア、アイ、イ2をそれぞれ結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び呉市蒲刈町荷島の距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線で囲まれた区域及び呉市蒲刈町千才及び同町沖ノ島と同町笹島の距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線で囲まれた区域。ただし、共第183号の区域を除く。

基点1 呉市蒲刈町田戸十念の鼻（旧火葬場の東側の鼻）

基点2 呉市蒲刈港東側防波堤東端角

ア 基点1から豊田郡大崎上島町来島北端を見通す線と呉市川尻町柏島南端から呉市豊

浜町豊島北端を見通す線との交点

イ 基点2から呉市安浦町安登一本松の鼻を見通す線と呉市川尻町柏島南端から呉市豊浜町豊島北端を見通す線との交点

第4 流し刺し網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
まながつお流し刺し網	海域3(別記のとおり)	6月10日から10月31日まで	定めない	定めない	1	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年9月7日から令和4年9月16日まで

3 条件

- (1) 網の長さは、600メートル以内でなければならない。
- (2) 網丈は、25メートル以内でなければならない。
- (3) 網目は、15.15センチメートル(5寸)より荒いものでなければならない。
- (4) 網(浮子方)は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。
- (5) 日の出から日没までの間は操業してはならない。

別記(海域3)

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸500メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ6直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界

イ 愛媛県大三島鳥取鼻

ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上500メートルの所

エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸500メートルの線との交点

オ 三原市佐木島南西端(和霊石の鼻の南の鼻突端)から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高(211メートル)を見通す線上350メートルの所

カ 三原市佐木島南西端(和霊石の鼻の南の鼻突端)から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点

キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角(沖田川河口右岸角)を見通す線上その中央点

ク 三原市下鷺島南端

ケ 三原市下鷺島北端

コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点

サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端

シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界

ス 愛媛県岩城島新城鼻

第5 たこ壺

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶の数	当該漁業を営む者の資格
たこ壺	安芸地区 (別記のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	6	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	中部地区 (同上)				1	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	備後地区 (同上)				5	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年9月7日から令和4年9月16日まで

3 条件

(備後地区に限る。)

距岸1,000メートルを超えて操業してはならない。

別記（操業区域）

安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同市犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同市尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長

線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

中部地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以東、コサを結んだ直線、サシを三原市佐木島と同市小佐木島の北廻り距岸250メートルで結んだ線、シスを結んだ直線及びセソを結んだ直線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ケ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同市犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同市尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

コ 最大高潮時海岸線における三原市幸崎町と同市須波町との境界

サ 三原市佐木島和霊石の鼻から尾道市瀬戸田町高根島北端を見通す線と三原市佐木島の距岸250メートルの線との交点

シ 三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からスを見通す線と佐木島の距岸250メートルの線との交点

ス 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端

セ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界

ソ 愛媛県岩城島新城鼻

備後地区

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸500メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ6直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界

イ 愛媛県大三島鳥取鼻

- ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上500メートルの所
- エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸500メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211メートル）を見通す線上350メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

第6 かが

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
いか玉	操業区域4 (別記1のとおり)	4月1日から6月30日まで	定めない	定めない	1	鹿川・大原・深江・大柿町漁業協同組合の組合員である者
	操業区域13 (同上)				1	田島・千年・横島漁業協同組合の組合員である者
あなご筒	安芸地区 (別記2のとおり)	5月1日から12月31日まで	定めない	定めない	6	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	中部地区 (同上)				1	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	備後地区 (同上)				4	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年9月7日から令和4年9月16日まで

3 条件

(1)いか玉

漁具内部に魚等の餌を入れてはならない。

(2)あなご筒

(共通)

ア この漁業に使用することのできる漁具の規模等は次のとおりとする。

(ア)漁具の形状は筒型とし、その大きさは外径15センチメートル以内、奥行75センチメートル以内でなければならない。

(イ)漁具の材質に、網地を使用してはならない。

(ウ)漏斗部よりも内側（中央部側）に直径13ミリメートル以上の水抜き穴を合計8個以上設けたものでなければならない。

(エ)1隻につき60個以内でなければならない。

(安芸地区に限る。)

イ 午前6時から午後4時までの間は、操業してはならない。

ウ 他種漁業が漁具を敷設しているときは、その操業や行使を妨げてはならない。

エ あなご以外を漁獲目的としてはならない。

(中部地区及び備後地区に限る。)

イ 午前3時から午後4時までの間は、操業してはならない。

別記1（いか玉操業区域）

操業区域4

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域及びオ、カ、キ、ク、ケを順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びにコ、サ、シ、ス、ソを順次結んだ4直線によって囲まれた海域

ア 江田島市大柿町沖野島片山崎

イ 江田島市大柿町赤羽根崎

ウ 江田島市能美町大矢鼻

エ 江田島市大柿町沖野島マルヤマの鼻

オ 江田島市大柿町芋ヶ鼻

カ オから呉市倉橋町田の尻鼻を見通す線上その中央点

キ 江田島市大柿町長島南端から呉市倉橋町大向鼻を見通す線と江田島市大柿町長島浮標から呉市倉橋町伝太郎鼻を見通す線との交点

ク 江田島市大柿町長島南端から呉市倉橋町大向鼻を見通す線と、ケから江田島市大柿町長島沖灯浮標を見通す線との交点

ケ 江田島市大柿町親休鼻

コ 大竹市阿多田島本浦灯台から呉市倉橋町沖西五番之碓灯台を見通す線と江田島市沖美町大黒神島オニシの鼻から山口県保高島の北端を見通す線との交点

サ 大竹市阿多田島本浦灯台から呉市倉橋町西五番之碓灯台を見通す線と同町伝太郎鼻から山口県保高島の北端を見通す線との交点

シ 大竹市甲島の高から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と同町伝太郎鼻から山口県保高

島の北端を見通す線との交点

ス 大竹市甲島の高から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と江田島市沖美町大黒神島オニイシの鼻から山口県保高島の北端を見通す線との交点

操業区域13

次のア、イ、ウを順次結んだ2直線、エ、オを結んだ直線、カ、キを結んだ直線、キ、クを福山市内海町横島と尾道市百島の中央で結んだ線、ク、ケ、アを順次結んだ2直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びにコ、サ、シ、ス、コを順次結んだ4直線によって囲まれた海域並びにセ、ソを結んだ直線、ソ、タを距岸200メートルで結んだ線、タ、チを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 尾道市因島白滝鼻から福山市鴻石灯台を見通す線とケから愛媛県百貫島山頂を見通す線との交点

イ 尾道市因島白滝鼻から福山市鴻石灯台を見通す線とウから香川県円上島山頂を見通す線との交点

ウ 福山市鞆町鞆港防波堤西側突端

エ 福山市沼隈町アブト観音

オ 福山市内海町田島箱崎の鼻

カ 福山市内海町田島西端

キ カから尾道市百島北東端を見通す直線上その中央点

ク ケから尾道市百島南西端を見通す線上同市百島と福山市内海町横島の中央点

ケ 福山市内海町当木島北端

コ 福山市内海町田島南端から愛媛県江の島山頂を見通す線上2,000メートルの点

サ 福山市内海町田島南端から愛媛県江の島山頂を見通す線上3,000メートルの点

シ エから愛媛県江の島山頂を見通す線上6,000メートルの点

ス エから愛媛県江の島山頂を見通す線上4,000メートルの点

セ 福山市沼隈町千年干拓地護岸南西角

ソ セから福山市内海町田島黒越の鼻を見通す線上200メートルの点

タ チから福山市内海町田島馬場崎を見通す線上200メートルの点

チ 福山市沼隈町大字能登原明神鼻

別記2（あなご筒操業区域）

安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

中部地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以東、コサを結んだ直線、サシを三原市佐木島と同市小佐木島の北廻り距岸250メートルで結んだ線、シスを結んだ直線及びセソを結んだ直線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

コ 最大高潮時海岸線における三原市幸崎町と同市須波町との境界

サ 三原市佐木島和霊石の鼻から尾道市瀬戸田町高根島北端を見通す線と三原市佐木島の距岸250メートルの線との交点

シ 三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からスを見通す線と佐木島の距岸250メートルの線との交点

ス 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端

セ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界

ソ 愛媛県岩城島新城鼻

備後地区

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り

距岸500メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ6直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界
- イ 愛媛県大三島鳥取鼻
- ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上500メートルの所
- エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸500メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211メートル）を見通す線上350メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

第7 まきえ釣

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
まきえ釣	広島県海面一円	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	93	広島県内に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき機関

令和4年9月7日から令和4年9月16日まで

3 条件

定めない